

平成27年度第6回江別市廃棄物減量等推進審議会議事録

日 時	平成27年12月18日（金）10時00分～11時20分
場 所	江別市民会館 21号
出席委員	押谷会長、佐藤副会長、五十嵐委員、岩崎委員、河瀬委員、津嶋委員、中井委員、林倉委員、星委員、丸山委員、最上委員、山崎委員（12名）
欠席委員	小出委員（1名）
事務局	渡部生活環境部長、五十嵐生活環境部次長、湯藤環境室長、鈴木廃棄物対策課長、中町施設管理課長、和田庶務係長、佐藤指導係長、松井減量推進係長、中村減量推進係主査（資源化担当）、岡田減量推進係主任（10名）
傍聴者	2名
会議次第	1. 開会 2. 生活環境部長挨拶 3. 議事 (1) 審議事項 江別市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて (2) その他 4. 閉会
配布資料	江別市一般廃棄物処理基本計画中間見直し素案

▼会議内容

【開会】

○廃棄物対策課長

皆様、本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は定数13名のうち12名の出席があり、過半数を超えておりますことから、本審議会は成立しております。

ただいまより、平成27年度第6回江別市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。

開会に当たりまして、生活環境部長より挨拶を申し上げます。

○生活環境部長挨拶

おはようございます。

本日は、中間見直しの素案の全体像として、皆様に資料をお配りしております。今回の審議会は、前回ご指摘いただきました目標値の設定、中間見直しに伴う施策の見直しなどについて、具体的な審議をしていただく内容になります。

本日お示しする素案について皆様方のご了承をいただきましたら、年明け2月よりパブリックコメントを実施し、広く市民から意見を募り、基本計画素案に反映させていきたいと思っております。

先般の市議会でも、清掃事業については、ごみの減量化に関する市の施策や、高齢者等自力でのごみ出し困難者にこういった支援ができるかにつきましての質問がありました。

今回の中間見直しは、そういった内容にも触れており、皆様方のご意見をお伺いしたいと考えています。清掃事業は、快適な市民生活の根幹であります。皆様には、改めまして市長への答申に向けてご審議いただきたくよろしくお願い申し上げます。

○廃棄物対策課長

議事に入る前に、廃棄物減量等推進審議会の公開につきましてご説明いたします。

市では、江別市情報公開条例第20条の規定により、市民の市政への参画を促進するとともに、

公正で透明な市政を推進するために、審議会等は支障のない限り公開を原則としており、この審議会でも傍聴者を認めております。

また、会議の議事概要として、発言内容を発言者の氏名とともに市のホームページ等で公開いたしますので、ご了承いただきたいと思っております。

本日は、2人の傍聴希望者が待機しております。入場いただいて、これ以降の議事を傍聴いただくと考えておりますが、よろしいでしょうか？

(各委員了承)

(傍聴者入室)

#### ○廃棄物対策課長

傍聴者の方に申し上げます。

会議の開催中は、静穏に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明するような行為はご遠慮いただいておりますので、ご協力の程をよろしくお願いいたします。

#### ○廃棄物対策課長

それでは、次第「3. 議事」に入りたいと思っております。

これ以降の議事の進行につきましては、押谷会長にお願いいたします。

#### ○会長

本日の議題は1件で、前回に引き続き、江別市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについてとなります。事務局よりご説明願います。

### 【議事】

#### (1)審議事項

##### 江別市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

#### ○減量推進係長

「江別市一般廃棄物処理基本計画中間見直し素案」について説明させていただきます。

先日委員の皆様へ送付させていただいた「中間見直し素案」につきましては、今までの本審議会での議論を踏まえ作成し、「総論」から「計画の推進等」までの4編と「資料編」で構成しております。

まず、1ページをご覧ください。「第1編 総論」については、「第1章 計画の基本的事項」として、本計画策定の背景と見直しの目的について記載しております。

2ページには、循環型社会形成推進基本法等の関係法令や、「えべつ未来づくりビジョン」等他の計画との位置づけと体系図を、下段には、計画の期間、及び計画の対象範囲について記載しております。

3ページには、「第2章 江別市の概況」として、まず、「人口の状況」は、平成21年度から26年度までの「人口及び世帯数の推移」、「年齢別人口の推移」、「人口の動態」について記載しております。

4ページは「財政の状況」として、一般会計の「歳入歳出の決算額の推移」を、中段には「産業の状況」として、江別市の「産業別事業所数」と「産業別従業員数」を記載しております。

続きまして、5ページの「第2編 ごみ処理基本計画」につきましては、「第1章 ごみ処理の現状」として、江別市の家庭系ごみの分別区分、及び下段に平成21年度と26年度の家庭系ごみの区分ごとの構成比を記載しております。

6ページには、家庭系ごみの分別区分ごとの「収集・運搬体制」について記載しております。  
7ページは、平成26年度の総排出量実績値のごみ処理フロー図、  
8ページと9ページは、平成21年度と26年度の家庭系ごみ・事業系ごみの燃やせるごみ・燃やせないごみ別の組成分析結果を記載しております。

続きまして、10ページと11ページは「第2章 ごみ処理施設」として、10ページに環境クリーンセンター、11ページ上段にリサイクルセンター、下段に最終処分場の施設概要を記載しております。

12ページは、「第3章 ごみの排出・処理の状況」としてまず、「ごみ排出の状況」は、平成21年度から26年度までの、

- ・ごみ総排出量の推移
- ・家庭系ごみ排出量の推移
- ・1人1日当たりのごみ排出量の比較について

13ページは、「資源化の状況」として、

- ・総資源化量の推移
- ・リサイクルセンターの資源化量の推移
- ・環境クリーンセンターの資源化量の推移について

14ページに、

- ・集団資源回収の推移
- ・1人1日当たりの集団資源回収量の比較
- ・リサイクル率の比較について

15ページに、「最終処分の状況」として、

- ・最終処分量の推移
- ・ごみ最終処分率の比較
- ・最終処分場残余容量の推移 を記載しております。

16ページは、「第4章 ごみ処理の収支」として、平成21年度から26年度までの

- ・ごみ処理費用の推移
- ・1人当たりのごみ処理費用の比較
- ・財源の推移について記載しております。

続きまして、17ページは、「第5章 計画の検証」となります。

まず、「中間目標値と実績値の比較」として、

- ・排出抑制の中間目標値と実績値の比較
- ・資源化の中間目標値と実績値の比較
- ・最終処分の中間目標値と測量値の比較を、

基準年度である平成21年度、直近の26年度の実績値と、平成27年度及び32年度の目標値をそれぞれ表に記載しております。

続きまして、18ページからは「施策の検証」となります。

まず、18ページは、現計画の34の施策についての実施状況の一覧を記載しております。

19ページは、現計画の各施策実施状況の検証に必要な調査として、昨年実施しました「市民アンケート」の調査結果の概要を、20ページは「事業所アンケート」の調査結果の概要を記載

しております。

続きまして、21ページから26ページまでの「施策の検証」については、各施策のこれまでの実施状況の検証と課題について、記載しております。

27ページは、「第6章 ごみ処理基本計画（中間見直し）」として、今回の中間見直しの方向性と、基本目標と基本方針を記載しており、基本目標と基本方針は現計画を継承しております。

28ページと29ページは、「計画の目標値」で、排出量・資源化・最終処分目標値を、平成26年度を基準年度、平成32年度を目標年度として定めており、現計画の目標値と変更はございません。

なお、28ページ下段の「排出量の目標値」については、平成32年度における1人1日当たりのごみ排出量を910gとしておりますが、これは、家庭系ごみの1人1日当たりの排出量を695g、事業系ごみ量の総量を9,060tまで削減することにより、910gという目標値が達成できることから、家庭系ごみと事業系ごみの目標の記述を分けて記載しております。

30ページの「人口推計」につきましては、前回の審議会でも説明いたしましたが、推計の結果、現計画と誤差がわずかなことから、現行どおりの人口推計としております。

続きまして、31ページから36ページまでの「基本方針に基づく施策」は、基本目標の達成に向け、4つの基本方針の下に、26の施策を掲げております。前回の審議会において各施策について審議していただきましたが、いただいた意見を基に文言の修正をしております。

主な修正箇所としましては、下線で表記しておりますが、まず、31ページの下段、1-1)発生・排出抑制の啓発・支援について、下段の食品トレイの説明部分について「また、食品等の販売時に不要なトレイを使わないノートレイ運動の推進を、店舗や市民に働きかけていくほか、スーパーマーケット等で実施している食品トレイ等の店頭回収を啓発していきます。」と修正しております。

続きまして、32ページの上段、1-2)広報機能の充実の中段、リユース活動部分について、具体的な活動内容を盛り込み「民間団体が取り組んでいるフリーマーケットや慈善バザーなどによる衣類等のリユース活動」と修正しております。

続きまして、33ページの下段、1-11)古着・古布及び小型家電の拠点回収については、同じページの上段、1-7)集団資源回収の推進での古着回収との違いを分かりやすくするため見直し、「古着・古布については、集団資源回収で取り扱っていない地域や団体などがあることから、引き続き拠点回収を行っていきます。また、小型家電の拠点回収についても、小型家電リサイクル法等により市町村に処理責任があることから、引き続き拠点回収を行っていきます。なお、市民アンケートでは、古着・古布及び小型家電の拠点回収について、「知らなかった」との回答が約20%あったことから、更なる市民周知を行っていくほか、必要に応じて回収拠点の設置場所の見直し等を検討していきます。」と修正しております。

続きまして、35ページの上段、2-5)事業系ごみの適正処理の(3)事業系資源物への支援の検討について、「金銭的インセンティブ」という表現を「びんなどは、排出される量が少ないことから、資源物であっても処理費用がかかるため、」と修正しております。

続きまして、同じページの中段、3-2)ごみ出し困難者に対する収集方法の検討について、より分かりやすい説明に見直し「少子高齢化や核家族化により、ごみ出しが困難な高齢者等の単独世帯が増加する傾向が見られます。こうしたごみ出し困難者は、現在は、家族や民生委員などの地域の福祉活動に支えられていますが、今後、一層の増加が予想されることから、収集方法の

あり方について、これまでの地域での支援や福祉施策も踏まえ、検討していきます。」と修正しております。

修正箇所の最後として、36ページの中段、4-6) 収集手法・収集区分等の検証の(3) 収集業務の一括委託の検証についての最後、「今後は、収集運搬業務の一括委託による業務の効率性を検証していくほか、収集運搬体制等の確保に努めていきます。」と修正しております。

続きまして、37ページは、「国・北海道の計画との比較」として

- ・ 1人1日当たりごみ排出量の比較
- ・ 1人1日当たり家庭系廃棄ごみ排出量の比較
- ・ リサイクル率の比較を掲載しております。

38ページは、ごみ処理のフロー図として、平成21年度・26年度・32年度ごとに記載しております。

続きまして、39ページから42ページまでは、「生活排水処理基本計画」となっております。生活排水処理基本計画は、計画的に生活排水処理対策を行うため、生活排水をどのような方法で、どの程度処理していくのかを決めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の基本方針を定めたものであります。

構成としましては、生活排水処理の現状と課題、生活排水処理の基本目標と基本方針、及び処理の目標などを定めており、基本的に現計画を継承しております。

なお、41ページ中段の表、「水洗化・生活雑排水処理人口及び生活排水処理率の現状と目標」ですが、現計画の生活排水処理率の平成32年度の目標値を98.3%と設定していましたが、平成26年度実績値で98.4%と既に目標値を達成していることから、今回の見直しにおいて、目標年度の数値を98.5%に変更しております。

43ページは、「第4編 計画の推進等」として、

- ・ 計画の進行管理
- ・ 情報公開
- ・ その他計画の推進に必要な事項として、
  - (1) 廃棄物減量等推進審議会、
  - (2) パブリックコメント、市民アンケートの実施について記載しております。

最後に、44ページ以降は「資料編」として、審議会委員名簿・本計画策定の審議経過、及び組織機構図を記載しております。

以上が、基本計画中間見直し素案の全体となりますが、本案について委員の皆様にご審議していただき、承諾をいただいた後、市民へのパブリックコメントを実施したいと考えております。説明は以上です。

○会長

ありがとうございました。前回色々なご意見を伺ったのですが、そのご意見を踏まえて説明いただいたところです。まだ十分ではない点や、ご不明な点がありましたら、ここでご審議いただきたいと思います。全体を通してでも構いませんので、気になりました点からご質問等いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○五十嵐委員

35ページの、基本方針2-5) 事業系ごみの適正処理「(3) 事業系資源物への支援の検討」についてお伺いします。前回の審議会で、インセンティブという言葉がわかりにくいのではないかという指摘を受け、文言を修正いただいたのではないかと思います。前回の資料では、この部分は「金銭的インセンティブを受けにくい状況から」となっています。ということは、出業者がインセンティブを受けにくい状況だから、環境クリーンセンターに搬入するケースが見られるというニュアンスですね。これに対して、今回は「処理費用がかかるため」という文言に修正されています。

この部分について、前回は“出しても、インセンティブがないから”と受け取れるのですが、今回は“処理費用がかかるから、出さない”というふうに、ニュアンスが変わっているような気がします。その点は構わないのでしょうか。

○会長

主体を変えているようなことと思いますが、いかがでしょうか。

○廃棄物対策課長

五十嵐委員のご指摘についてご説明いたします。確かに、前回の「びんなどの排出物が回収業者からの金銭的インセンティブを受けにくい状況」という内容につきましては、排出物であるびんの量が多ければ、それなりの値段で買い取っていただけることから、金銭的インセンティブが発生するという形になりますが、少量であれば、逆にびんの処理費用が発生してしまうという内容になります。その点について、今回は文章の形を変えておりますが、こう表現した方がよりご理解いただけると思いましたことから、修正させていただきました。

○五十嵐委員

わかりました。

○会長

事業者がびんなどを買い取ってもらえていた状況が、逆に処理費用が発生する状況になるという内容を、わかりやすく言い換えてご説明していただいたのかと思います。

○林倉委員

今の件についてよろしいですか。前回の審議会でインセンティブという言葉がわかりづらいということで今回修正いただいたと思うのですが、ここは「事業系資源物への支援の検討」という項目ですので、「資源物であっても処理費用がかかるため」というところまで書かれると現状に即していないのではないかと思います。

「びんなどは」という文言は、あくまでも資源物の一例として記載していると思うのですが、びん以外のほとんどの資源物であるカン、段ボール、雑誌、新聞紙、ペットボトル等は、無料あるいは買い取り収集が実施されています。ですから、「資源物であっても処理費用がかかるため」とひとまとめにして書くと、現状に即していないのではないかという気がします。

例えば、「排出量が少なかったから経済的な節減効果がない」とか、「経済的なメリットが少ないため」という方が、私は現状に合うのではないかと思います。

○会長

具体的に、率直に書くということだと思っておりますよね。

この部分の修正案について、林倉委員、再度詳しくご発言いただいでよろしいでしょうか。

○林倉委員

「びんなどは」と記載しても良いとは思いますが、「事業所に経済的なメリットが少ない」、あるいは「経費の節減効果がない」などの記載が良いと思います。「資源物であっても処理費用がかかる」というのは、そのとおりだとは思いますが。びん以外の資源物に関しては、昔はごみと一緒に、有料で収集しているケースが多かったのですが、現在は、排出事業者が分別して出していれば、ほとんど無料収集あるいは買い取り収集を実施しているケースが多いです。ですから、小規模事業所が資源物を出すのに処理費用がかかるという内容だと、現状と合わないのではないかと思います。

○廃棄物対策課長

林倉委員のご指摘を踏まえ、そのように見直しさせていただきたいと思います。表現につきましては、文言を検討して記載いたします。

○会長

林倉委員、よろしいでしょうか。では、表現については、事務局にお任せして検討いただくことにいたします。他にいかがでしょうか。

○中井委員

34ページの、基本方針2-5)事業系ごみの適正処理「(1)事業所への指導・啓発」についてご意見いたします。

前回の審議会において、私は、事業所アンケートの結果を踏まえて指導・啓発を強化した方がよいという意見を出しました。議事録を見ますと、会長には「もう少し強い表現でもよいのかもしれないですね。」というように聞いていただいていたのですが、今回の素案に反映されていませんので、納得できません。この項目については、アンケートを踏まえて強化していくという内容を、続けて記載させていただきたいと思います。

○会長

アンケートを踏まえてということですが、アンケートは中間見直しの一つの材料として出されているところだと理解しています。私が“強い表現”とお話したのは、1行目の「事業者自身に適正処理の責任があります。」と書いていただいた部分になります。

アンケートの結果を踏まえてという記述は、他の項目にもありまして、この項目の中に記載すれば、事業所アンケート結果の説明をしなければならなくなると思います。

アンケートの結果等は、別個の項目(20ページ)として記載していますので、この項目がアンケートを踏まえているということは理解できるのかと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局としてはいかがでしょうか。

○廃棄物対策課長

中井委員のご指摘について、アンケートについては、会長のおっしゃったとおり他の項目にもかかる部分がありますので、理解できるかと思います。

強い表現に改めるとのご意見については、「一層効果的な指導や啓発を行っていきます。」というように表現を修正させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○会長

表現を強化するという点について、中井委員いかがでしょうか。

○中井委員

アンケートの取り扱いについては、前回の審議会にもご意見申し上げているわけですし、「(2)多量排出事業所の指導強化」においては、「事業所アンケートでは、認識の違い等により、産業廃棄物の混入や、逆に家庭系ごみへの排出も一部に見られること」があると我々は述べています。ですから、本来は、この「(1)事業所への指導・啓発」の項目から「事業所アンケートの結果を踏まえて、引き続き指導の強化を」という内容を記載するのが正当ではないかということで申し上げたわけですが、強化という内容が反映されれば少しは前進だとは思っています。

○会長

よろしいでしょうか。前回の審議会でも申し上げたところですが、事業所をターゲットにして悪者のようにするような趣旨ではないと思いますので、“アンケートでこういう意見があったから、指導をする。”という言い方ではなく、「一層啓発を強化する」という表現でよろしいでしょうか。そのようにご理解いただきます。

○廃棄物対策課長

修正案を確認させていただきます。5行目の「引き続き」の部分で、「より一層」に変更し、「より一層効果的な指導や啓発を行っていきます。」というようにまとめたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○中井委員

もう一点よろしいですか。36ページの、基本方針4-5)新しいコスト計算手法の導入研究の記載についてです。他の項目では、前半5年間やってみてこうだったから、(中間見直しでは)こうする、という比較をしながら説明していますね。

ですから、この項目では、環境省が示した基準については、「周辺市町村も導入しておらず、江別市も導入が適当でないと考えられたため採択していない」というように、検証したという内容を記載するべきではないでしょうか。その上で、「引き続き新しい計算手法の導入について研究していきます。」と続けるべきではないでしょうか。

○会長

前回の審議会でもご質問いただいていたのですが、個人的な見解を述べさせていただきますと、2行目より「比較検証していくことが必要です。」と記載し、さらに「国の動向や他市の状況を見ながら」という内容がありますので、ご指摘いただいた点は、表現の強弱はあるかもしれませんが、書かれているのではないかと私は理解しているのですが、いかがでしょうか。中井委員から、何か具体的な修正案はありますか。

○中井委員

環境省が示す基準を研究すると前は考えていたが、それを止めたということをはっきりさせて、そして、引き続き別の計算手法での研究が必要なのだということが、前半5年間の見直しにあたるのではないのでしょうか。

○会長

私としては、計算手法についての項目で、環境省に限定して記載する必要はないのではないかと考えられますけれども、いかがでしょうか。

○廃棄物対策課長

今の中井委員の提案について、環境省の提示している基準については、検証したけれども、使



用している自治体も少ないので使用しないということ、この項目にある程度盛り込むべきではないかというお話しであったと思います。これについて事務局としては、記載しなくてもよいと考えるところであります。新たな基準の比較検証をするということで、この項目はまとめさせていただきたいと思います。

○会長

周辺自治体の基準も含めて、今後も導入を研究していくという表現にしていると思いますので、今回はこのような表現でいかがでしょうか。

○中井委員

前半5年間で踏まえて今後こうする、という記載でないため、他の項目の記載方法と統一的でないと思い指摘したところでした。

○会長

今回については、中間見直しを行って、継続して研究を行っていくということですので、十分ではないかと理解しているところです。

○廃棄物対策課長

先程、「新たな基準」という表現をしましたが、「全国統一的な基準の導入について比較検証」というような内容に改めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○会長

記述はそうなっていますね。わかりました。よろしく願いします。ほかにいかがでしょうか。

○林倉委員

4ページに関連して、前回の審議会で、家庭ごみについてはパーヘッド（市民一人当たり）のごみ、事業所については、事業所数や製造業など客観的に事業所の経済状況から見て、どういう推移なのかがあればわかりやすいというお話をいたしました。今回の素案の中で、「3. 産業別の状況」にこれらの数値を示していただきありがとうございます。この数値を見ると、平成24年度に産業別事業所数や従業員数が減っていますので、ごみに関する事業者の立場としては、実感とそぐわず多少違和感があります。しかし、グラフの注意書きの中に、統計の方法により過去と単純に比較できないとあり、数値の示し方によるものと考えます。今後、（この数値をもって）事業所を非難的にしたくないものですから、この点は、ぜひ客観的で実態に即した事業所の経済活動の推移等を充実させていただければと意見申し上げます。とはいえ、この部分はこの記載で構わないとは思いますが。

次に、36ページの、「基本方針4-3）環境クリーンセンター処理手数料の検討」について意見申し上げます。1行目に「直接搬入される家庭系ごみや事業系ごみを有料で処理しており」とあり、このことによって3行目「排出抑制や費用負担の公平化」につながっているという記載についてです。

前回の審議会で、環境クリーンセンターの維持管理について、直接搬入の車両が大幅に増え、大型ごみ収集を開始した平成22年度当初と比べて、現在は倍以上になっている状況について、何らかの対策が必要だと思ってお話しさせていただいたところです。その一環として、処理手数料の見直しが出ているのではないのかと思うのですが、実際に処理手数料を見直すということは、直接搬入される市民や事業所にとって負担が増えることであります。ここで、近隣市町村の状況を見てみます。現在の江別市の家庭ごみ90円/10kgです。これに対し、札幌市は、平成25年1月に改定があり、200円/10kgであり、江別市の倍以上です。ほかに恵庭市は

70円/10kg、千歳市は60円/10kg、北広島市、石狩市、当別町は80円/10kg、新篠津村は江別市で受入をしていますから、90円/10kgです。これらの状況からは、札幌市以外の市町村とはそれほど極端な違いはないという感じはいたします。ただし、一番影響力のあるとみられる札幌市とは、倍以上の開きがあります。先般もお話ししましたが、直接搬入のごみが増えている状況の中で、本当に江別市内から発生したごみだけが搬入されているのかという懸念があります。近年は、遺品整理やごみ屋敷の掃除などの事業者が、本来は事業所のごみとして出さなければならないごみや江別市外のごみを、江別市の環境クリーンセンターに持ち込んでいる可能性が非常に多いのではないかと懸念があります。特に遺品整理業の方が、札幌市のごみを江別市に持ち込んでいるという状況を聞いたこともあります。

最近の新聞では、南空知公衆衛生組合（南幌町、長沼町、由仁町により構成）の事例が載っていました。この区域では、大型ごみを無料収集しているのに、人口が減っているにもかかわらず、近隣市町村からのごみの持込み量が増えているという問題があるということです。そのため、これまでその区域では、ごみを持ち込む方に対し「町内在住ですね」と口頭で確認するだけでしたが、今は具体的な住所を聞いたり、運転免許証の提示を求めたりしています。道内だけではなく、本州でもこういう事例は起きています。処理手数料の違いによって、どうしても料金の低いところにごみが集まるということが起きています。確かに処理手数料というのは、ごみ排出抑制効果は高いため見直しの対象にはなりませんが、現在の江別市は、札幌市以外の近隣市町村と比べるとそんなに極端に高かったり安かったりという料金設定ではないということは知っていただきたいです。処理手数料を見直して料金を上げるということは、市民や事業者が払う負担分が増えるということに確実につながることです。

ですから、処理手数料の見直しは重要ですが、受入手法や受入厳格化について検討の必要性があるのご意見を申し上げたいと思います。

#### ○会長

ご指摘ありがとうございます。環境クリーンセンターへの直接搬入時の処理手数料の問題については、札幌市を除く近隣の市町村とは同程度ではありますが、市外からごみが持ち込まれてくるということはありますから、江別市民の利益を一番にする方法をとっていただきたいと思っています。

この項目では、コストの話しかしていませんが、林倉委員からお話しいただきましたように、ごみ受入の仕組みなどを厳格化するための文言を加えていただき、処理手数料の改定とともに、江別市民の出すごみを優先的に処理するというようなことを記載していただくということによろしいでしょうか。

#### ○林倉委員

そのようにすれば、当然ごみの減量化にもつながりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

#### ○会長

よろしくお願いいたします。ほかにはいかがでしょうか。

#### ○津嶋委員

37ページと29ページ、それから前回いただいた追加資料についてお聞きします。「1人1日当たりごみ排出量の比較（事業系ごみ・資源物等含む）」についての記載で、江別市の基準年度比較の増減率が一致していません。

37ページの、5. 国・北海道の計画との比較「(1) 1人1日当たりごみ排出量の比較（事業系ごみ・資源物等含む）」における表の中で、江別市の増減率は「4. 6%減」ですが、29ページの、3. 計画の目標値「(1) 排出抑制の目標値」における1人1日当たり排出量の増減

率では「△4.4%」となっています。増減率が一致していないのには、何か理由があるのでしょうか。

○廃棄物対策課長

事務局よりご説明いたします。津嶋委員のご指摘について、37ページでは、基準年度の1人1日当たり排出量が952g、目標値が910g、増減がマイナス42g、増減率が4.6%減となっており、29ページでも排出量等が同じ数値であるにもかかわらず、増減率が△4.4%であり、増減率が違うのはどうしてなのかということですね。

こちらについては、いずれも△4.4%が正しい数値となります。ですので、37ページを訂正し、4.4%減とさせていただきたいと思っております。大変申し訳ありません。

○津嶋委員

それでは、前回の追加資料の数値も同様ということになりますか。

○廃棄物対策課長

前回お渡ししました追加資料「平成27年度ごみ排出見込み量の1日1人当たりの排出量」につきましても、今回の配布資料29ページの数値と同様に修正いたします。

○津嶋委員

わかりました。

○会長

よろしいですか。その部分は修正していただきます。ほかにいかがですか。

○林倉委員

36ページの、基本方針4-6) 収集手法・収集区分等の検証「(3) 収集業務の一括委託の検証」の修正箇所について、「今後は、収集運搬業務の一括委託による業務の効率性を検証していくほか、収集運搬体制等の確保に努めていきます。」とありますが、この部分についてお話しさせていただきます。

収集運搬業者等では人材の確保が大変だということについて、前回の審議会でお話しさせていただいたことから、今回書き加えていただいた部分だと思います。そういったことでお話しさせていただきます。人材確保については、私どもの業界だけではなく、建設業界や小売業界等どちらも人材の確保が大変な現状があります。ごみの収集運搬体制を維持するのは、労働集約型の仕事の中で、私たち業者にとっての大きな課題だと考えています。小規模な事業所は従業員数が少ないので、例えば育児休業や介護休業等を効率的にとれなかった面があります。収集運搬業務の一括の中で人員体制を組んでいくことにより、従業員にとって一層働きやすく、安定的に長く働ける職場を提供し、安心・安全・安定的な収集体制を確立するということを、事業者は常々考えており、それについては取り組んでいっております。

それから、行政の収集体制としては、江別市は、現在土曜日収集を行っています。これは参考ですが、石狩管内で土曜日収集を行っているのは、江別市と北広島市だけです。札幌市・千歳市・石狩市・当別町・新篠津村は、週5日の平日収集で、土曜日収集は実施していません。空知地方の近隣市町村では、岩見沢市・南幌町・長沼町は、土曜日収集を実施しています。栗山町は実施していません。ほか近隣市町村では、苫小牧市や小樽市も、土曜日収集を実施していません。

例えば、私の会社では、江別市のごみ収集業務を受託させていただいているところですが、求人を出すと、週休2日という求人が出せない状況です。一方、札幌市の委託業務内容ですと、完全週休2日ということで求人が出せます。また、行政収集による収集日は、私が収集にあたって

いた頃は祝日等にお休みがありました。現在の行政収集は、祝日や土曜日は収集があり、年末も12月31日まで収集をしており、完全な休日は、日曜日と正月の三が日ということになります。今の若い方は、就職にあたり給料面だけでなく、休日の有無も非常に重視されております。安定的な人材を確保するためには、業界としても若い方にきちんと働いていただける環境を考えていかなければならないと思っておりますが、近隣市町村では土曜日収集を実施していないところも多いため、システムとしては収集体制についてご検討いただければなというようにも感じます。これらは参考情報で、中間見直しに反映するという内容ではありませんけれども。

○会長

市民へのサービスが強化されると、どこかに歪みや影響が出てくるということだと思っておりますので、そのところは、非常に単純ではない話だとは思っています。

○林倉委員

もちろん、市民サービスの質を落とさないことを前提とした業務の効率化の話になります。土曜日収集を実施していない他の市町村の収集体制の質が低いとはならないと思っておりますので、収集体制を見直す中で対応できるのではと思っております。

○会長

より一層業務の効率性を高めていくということが必要だろうと思われまので、審議委員の皆様には、収集体制等をよくご理解いただいた上でお話ししたいと思います。

私たち審議会においては、市民の目線で問題点を整理していくこととなりますので、なかなか業界の実情までは目配りができないかもしれませんが、そういうところに視点を置くことも必要だと思っております。林倉委員のご意見は、この項目には記載しませんが、尊重させていただきたいと思っております。

○林倉委員

ごみ収集運搬業者としては、非常に大きなウェイトを占める経営課題であり、むしろ経営リスクといってもいいものになります。これにどのように対応するか、非常に切迫した感覚があるということを、せっかくの機会ですのでお話しさせていただければと思っておりました。

○会長

市民にとってのメリット・デメリットがあるのと同じことだと思っておりますので、ぜひこれらの考え方を認識したいと思います。また別の機会にお話しをいただければと思っております。ほかにはいかがですか。

○中井委員

43ページの、「第4編 計画の推進等」について、3つ意見があります。

まず、「2. 情報公開」は、非常に充実したと思っております。特に、広報えべつ12月号では、ごみ処理費用について非常に丁寧に掲載しています。読む方がどこまで理解するかは別の話だとしても、非常に詳しく載せているので、これは今後もさらに積極的に取り組んでいただきたいということを要望いたします。ごみの処理にこんなに費用がかかっているのだから、減量に努めなければならないという市民の発想につながると思うのです。ですから、ここはぜひ強化していただきたいと思っております。

それから、以前と似ている質問になりますが、3. その他計画の推進に必要な事項「(1) 廃棄物減量等推進審議会」に記載されている現在の審議会委員の構成は、私は非常にいびつだと思っております。現在2名が公募委員となっており、それについて「幅広い層から市民委員を公募し、

その参加を求めていきます。」と書いてありますが、この記述は、市民委員を増やすという考えなのか、ぜひ聞きたいと思います。とりわけ今般、江別市市民参加条例ができたわけで、これは、全てに係るわけです。だからぜひここは、市民公募委員の枠を拡大するという発想で取り組んでいただきたいと思います。

3つ目は、「(2)パブリックコメント、市民アンケートの実施」についてです。言葉尻をとらえて批判するわけではありませんが、「パブリックコメントなどの市民参加の手続を必要に応じて実施し、清掃事業の運営に反映させていくものとします。」という部分について、「必要に応じて実施し」よりも、「実施し」とはつきり述べる方が良いのではないかと思います。ここについても、今回の江別市市民参加条例で、積極的に市民の参加を実施して、意見等を反映させるという趣旨が書かれているものですから、少なくとも「必要に応じて」というのは削除願えないかと要望いたします。それから、5年前の基本計画策定当時、パブリックコメントに意見を提出した私の実感としては、パブリックコメントの内容は、実際計画にほとんど反映されていませんでした。したがって、今回の中間見直しで市民よりパブリックコメントがあった場合には、ぜひできるだけ反映されるようにしてほしいというのが要望です。先ほどからお話していますように、市民参加条例が10月から施行されています。ですから、その点を踏まえて今後前向きな考え方で対応していただきたいと要望いたします。

#### ○会長

1点目の情報公開については、お褒めをいただいたところではありますが、合わせて3件のご意見をいただきました。

まず、審議委員の公募についてです。現在、13名の委員がいるわけですね。44ページの資料編「江別市廃棄物減量等推進審議会委員名簿」にありますように、13名のうち、選出区分第1号である学識経験者が5名選ばれています。これについては様々な面においての専門的な方々の枠だと思います。それから、選出区分第2号として、江別市女性団体協議会様など民間諸団体等の代表者枠から6名。この枠は、江別市に拠点を置かれる団体で、市民の代表的な意見をいただける方々だと思います。そして、選出区分第3号として、市民の中でご意見をお持ちの方である中井委員、五十嵐委員の2名が市民公募により選ばれています。そういった意味では、市民の意見は十分に反映された中で、さらに市民公募の方が入っていると考えています。公募は2名がいいのか、又は3名・4名がいいのかなど人数については、行政側での他の様々な委員会・審議会等の兼ね合いであるということでは理解できるのではないかと思います。もし、事務局より何か訂正等があればご指摘いただきたいと思いますが、私たちの審議会は、基本計画の中間見直しの議論の場でありますので、公募委員の人数を増やすかどうかという点は、この場での議論ではないと思います。ただし、ご意見があったということは議事録に留めていただき、検討いただくことがよろしいのではないかと思います。

それともう一点は、「(2)パブリックコメント、市民アンケートの実施」です。2行目で、「パブリックコメントなどの市民参加の手続きを必要に応じて実施し」とありますが、必要に応じてという部分について、必要なのかということですね。中井委員のご意見では、「必要に応じて」を削除し、「市民参加の手続きを実施する」ということです。本審議会は、委員に市民公募の方も出ているほか、パブリックコメントもしっかり実施されているということですので、必要に応じてというのは、それほど違和感のないところです。

また、中井委員は、前回市民の立場からパブリックコメントを出され、意見が反映されていないのではないかとということでした。本審議会の流れとして、本日の基本計画中間見直しの素案が委員の皆様にご了承いただければ、2月頃から市民に素案をご提示してパブリックコメントをいただき、審議会でその内容を委員の皆様にご検討していただいた上で、意見を反映させていくというものであると思います。私は、前回も会長を務めておりましたので、当時は、いただいたパブリックコメントに対しては、しっかりと検討されていると思いますし、全てが反映されるという

わけではないのかもしれませんが。今回においても、いただいたパブリックコメントの全てが採用され、反映されるということではありません。また、審議会とパブリックコメントというのは一体のものであると考えています。中井委員よりご意見いただいた内容は、発言として取り扱いますが、審議する議題ではなく、議事録に取り上げることに留めさせていただきたいと思います。事務局はいかがでしょうか。

○廃棄物対策課長

会長からは、発言に留めさせていただくということだったのですけれども、以前の基本計画の策定段階におきましても、同様のアンケート調査を行って、パブリックコメントを行っているところであります。

市の方針としまして、市の取り組みに対し、市民の積極的に参加を促進するということでもありますので、この部分につきましては、「必要に応じて」を今回削除するということにさせていただきたいと思います。

○会長

わかりました。「必要に応じて」は削除することといたします。中井委員のご意見は採用し、発言を踏まえて修正させていただくことにいたします。よろしいでしょうか。

ほか2点については、本審議会の議題ではございませんが、ご意見があったことは留まりますので、ぜひ今後の施策に十分に配慮していただきたいと思います。

○副会長

今までの審議会で出された皆さんの意見を、市で集約し、今回の中間見直し案の素案に盛り込んでくれたと思います。広報機能の充実、衣類や廃油等の回収についてははっきりと記載されましたし、古着や小型家電の拠点回収についても盛り込まれました。ごみ出し困難者に対する収集方法も、これから民生委員と同時に自治会等も加わっていかねばならないと思います。また、生活排水処理については順調で、これからも実施していくことでした。皆さんが審議会の中で話し合ったことを、きちんと入れてくれたということだと思います。

中間見直しについては、私はこの素案でいいと思いますが、いかがでしょうか。

○会長

副会長、まとめていただきありがとうございます。皆さんいかがでしょうか。

今後パブリックコメントに素案を出して、市民の方々からパブリックコメントが出て、それを受けてまた審議をするということが出来ますので、今回の素案についてはこれでよろしいでしょうか。

(各委員了承)

○会長

どうもありがとうございました。それでは、本審議会の目的であります“中間見直し”の素案について、パブリックコメントを募集するということでよろしく願いいたします。

○廃棄物対策課長

会長ありがとうございました。それでは、中間見直し案については、本日の審議内容によって一部修正させていただきます。その後、年明けにパブリックコメントを1ヶ月間実施し、市民から中間見直し案に対する意見を募集したいと考えております。

## (2)その他

### マイナンバーの確認について

#### ○減量推進係長

マイナンバー制度開始に伴う委員報酬支払事務に関するマイナンバーの確認についてご説明いたします。

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策などに関する事務で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、平成28年1月から社会保障、税等の手続きでマイナンバーの利用が始まります。

これに伴い、委員の皆様への委員報酬の支払事務に係る伝票処理、及び「マイナンバー法」に基づく、源泉徴収事務に係る法定調書作成のため、委員の皆様のマイナンバーの確認が必要になります。

次回減量審の開催案内に際し、マイナンバーの確認についての依頼文書を同封させていただきたいと考えております。

なお、収集したマイナンバーについては、漏洩がないよう厳重に取り扱いますので、ご協力の程をよろしくお願いいたします。

#### ○会長

ありがとうございます。マイナンバー制度が着々と進んでいます。皆さんにお支払いしている委員報酬に関しても、対応が必要だということですので、よろしくお願いいたします。

他に何かありますか。

#### ○減量推進係長

次回の開催日程についてご説明いたします。

次回、第7回目の審議会は、パブリックコメント終了後、3月に開催を予定しております。正式な日時・場所が決まりましたら、後日改めて開催文書を送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

今回、素案が了承されましたことから、年明けの2月8日から30日間、パブリックコメントを実施する予定であります。パブリックコメントが終了し、市民の皆さんからいただいた意見を事務局で集計してまとめ、それらの意見をどのように素案に反映させていくかということについて、また審議していただきたいと考えております。

#### ○会長

それでは、今回の審議内容である中間見直し素案については、先ほどご了解いただいたように、事務局でまとめていただいて、パブリックコメントに載せてまいります。

その後は、事務局から説明がありましたように、パブリックコメント終了後、3月の半ば頃に次回の審議会を開催するということにしたいと思います。

## 3. 閉会

#### ○廃棄物対策課長

本日はご多用な中、ご出席いただきありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第6回江別市廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。